

住民税及び国民健康保険税申告の 受付が始まります



受付期間は、**2月18日(月)から3月17日(月)まで**

※所得税及び消費税・地方消費税の確定申告も、この日程(左表)で受け付けます。

【申告受付会場へご持参していただくもの】

平成20年1月1日現在、阿蘇市内に住所を有する方は、住民税申告又は所得税の確定申告により、平成19年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、3月17日までに申告しなければなりません。代理の方が申告することもできますが、期間中にお越しいただくことが困難な場合は、税務課までご連絡ください。申告についての詳細は、税務課市民税係 TEL222-3148までお願いします。

■印鑑

■所得の計算に必要なもの

② 社会保険料控除

① 営業等所得、農業所得又は不動産所得

収支内訳書、売上帳、仕入帳、通帳、領収書等、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合は、肉用牛販売証明書

国民年金保険料及び国民年金基金掛金等の控除証明書、国民健康保険税、介護保険料及び農業者年金保険料等の領収書

② 給与所得・雑所得(公的年金等含む)又は退職所得

給与所得等の源泉徴収票

③ 生命保険料控除

生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保険料及び個人年金保険契約等に基づいて支払った個人年金保険料の控除証明書

③ 一時所得

個人年金や生命保険等の満期や一時金、解約があった場合は、その返戻金通知書等

④ 地震保険料控除

家屋又は生活用資産などを保険の目的とした地震保険契約等に基づいて支払った保険料の控除証明書、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。なお、短期損害保険契約についての損害保険料控除は廃止されました。

④ 譲渡所得又は山林所得

土地や建物、山林等の資産を譲渡(売買、収用等)した場合は、その契約書や証明書等

■所得控除の計算に必要なもの

① 医療費控除

本人又は生計を一にする配偶者や親族のために、支払った医療費の領収書

⑤ 障害者控除

本人又は生計を一にする配偶者や親族の、心身に障害のある方を証明するもの(障害者手帳等)

会場で、e-Tax (国税電子申告・納税システム) がご利用いただけます。
 ※e-Taxは波野会場ではご利用できませんのでご注意ください。



住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、申告が必要です。

- その他
- ① 所得税においては、給与等の金額が2000万円以下である給与所得者である場合は、確定申告書の提出を要しないものとされていますが、住民税においては、20万円以下のその他の所得についても給与所得と合わせて申告書を提出する義務があります。
 - ② 所得及び所得控除の計算に必要なものが揃っていない場合は、申告をお受けできないことがありますので、ご注意ください。
 - ③ 申告をされない場合は、所得証明書等の発行が受けられないことや、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります。
 - ④ 住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、別に申告書の提出が必要となります。

【 申告受付巡回日程 】 受付時間は9時から16時までです

月 日	会 場	対象となる行政区	
2月18日(月)	波野支所	榑木野、赤仁田、小園、小地野、笹倉、坂の上、山崎	
2月19日(火)	西側会議室	大道、立塚、横堀、遊雀、中道、仁田水、中江、滝水	
2月20日(水)	内牧支所 大会議室	内牧1区、内牧2区、内牧3区、内牧4区、南宮原、深葉	
2月21日(木)		内牧5区、成川、西小園、宇土	
2月22日(金)		小里、湯浦、西湯浦、折戸、浜川	
2月25日(月)		山田、小倉、西小倉、小池、黒流町、今町、茗ヶ原、坊中	
2月26日(火)		道尻、下役犬原、上役犬原、東黒川、黒川千丁	
2月27日(水)		南黒川、元黒川、狩尾2区、的石	
2月28日(木)		北黒川、上西黒川、乙姫	
2月29日(金)		下西黒川、赤水、車帰、狩尾1区	
3月3日(月)		永草、枳、狩尾3区、跡ヶ瀬	
3月4日(火)		本庁 議会棟会議室	町1区、町2区、北1区、北2区、東1区、西3区
3月5日(水)	東2区、東3区、西1区、西2区、古神1区、神石		
3月6日(木)	古神2区、古神3区、分1区、分2区、福岡		
3月7日(金)	分3区、塩塚、古閑、上町、東仲町、西仲町、下町、桜町、福原、古城3の1区		
3月10日(月)	馬場、豆札、古城1区、古城2区、古城3の2区、古城4区、片隅		
3月11日(火)	古城5の1区、古城5の2区、古城6区、古城7区、原口、上井手、下井手、中原、舞谷、鷺の石		
3月12日(水)	西井手、上西河原、下西河原、上東下原、下東下原、西下原、荻の草、原の口、下の原、新村、小野田町		
3月13日(木)	本村、西町、竹原、蔵原		
3月14日(金)	予備日		この日は大変混雑しますので、あらかじめ指定した日にお越しいただきますよう、ご協力をよろしく申し上げます。
3月17日(月)			

内牧支所は、移転しています。どうぞご注意ください。

※会場の混雑が予想されますので、できるだけ指定した日にお越しいただきますようお願いいたします。

※期間中、各支所では指定した日以外に受付はできませんので、あらかじめご了承ください。